

労働者派遣法第 30 条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トライトエンジニアリング(以下「甲」という)と株式会社トライトエンジニアリング労働者代表(以下「乙」という)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、甲が雇用し派遣就業している全ての派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、通勤手当、時間外労働手当および深夜・休日労働手当をもって構成する。

- 2 基本給には賞与相当額及び退職金相当額を含み、基本給を時間外労働手当および深夜・休日労働手当の基礎となる賃金とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の賞与相当額を含む基本給(退職金相当額を含まない)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。なお、賞与相当額については「令和7年8月25日職発 0825 第 1 号に定める一般賃金等について」(以下「通達」という。)に定める賞与指数(1.02%)をあらかじめ乗じて同表に記載している。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」(厚生労働省)に区分される職種とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 基本給に含まれる退職金相当額については、第7条のとおりとする。
- (4) 地域調整については、別表2の「地域調整」欄に記載のとおりとする。

第4条 対象従業員の賞与相当額を含む基本給(退職金相当額を含まない)は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に地域調整を乗じた額と同額以上であること
- (2) 別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。ただし、この年数は対象従業員の勤続年数を示すものではなく、従事する業務の内容、難易度等が、一般の労働者の勤続何年目に相当するかを明示したものである。
 - 1級:3年
 - 2級:1年
 - 3級:0年

- 2 甲は、第8条の定めによる対象従業員の勤務評価の結果、同条に記載する事項の向上が総合的に認められた場合に、賃金を改善するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第75条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の基本給に含まれる退職金相当額については、一般の労働者の退職金に相当する額と同等以上を確保するべく、第4条第1項の条件に一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合(6%)を乗じた額とする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賃金は、面談やレベル評価表等を通じて定期的に行う勤務評価により決定する。勤務評価は、勤怠実績のみならずその職務の内容、成果、意欲、能力又は経験値等を総合的且つ公正に実施する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

令和 7年 11月 28日

株式会社トライトエンジニアリング 代表取締役 錦織 騎正 印



株式会社トライトエンジニアリング 従業員代表 吉田 真子 印



【別表1】同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
電気技術者	1,426	1,623	1,737	1,780	1,905	2,035	2,530
機械製造技術者	1,279	1,456	1,558	1,596	1,709	1,825	2,269
金属製錬・材料製造技術者	1,238	1,409	1,508	1,545	1,654	1,767	2,196
設計積算技術者	1,472	1,675	1,793	1,837	1,967	2,101	2,611
建築技術者 設備技術者 工務技術者	1,503	1,710	1,831	1,876	2,008	2,145	2,666
C A D技術者	1,297	1,476	1,580	1,619	1,733	1,851	2,301
土木技術者	1,621	1,845	1,974	2,023	2,166	2,313	2,876
事務職	1,206	1,372	1,469	1,505	1,611	1,721	2,139
営業職	1,385	1,576	1,687	1,728	1,850	1,976	2,457
除雪運転者	1,322	1,504	1,610	1,650	1,766	1,886	2,345
ビル管理者	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287
除雪作業員	1,214	1,382	1,479	1,515	1,622	1,732	2,154

【別表2】地域指数

北海道	94.8
青森	85.4
岩手	87.7
宮城	96.3
秋田	86.9
山形	89.2
福島	92.5
茨城	101.0
栃木	99.6
群馬	99.0
埼玉	107.2
千葉	106.7
東京	111.4
神奈川	110.1
新潟	94.4
富山	96.4
石川	97.0
福井	97.0
山梨	99.3
長野	96.9
岐阜	100.5
静岡	100.7
愛知	104.4
三重	98.6
滋賀	98.9
京都	101.5
大阪	107.4
兵庫	102.3
奈良	102.8
和歌山	94.1
鳥取	89.6
島根	87.8
岡山	95.7
広島	97.4
山口	91.9
徳島	91.7
香川	95.2
愛媛	92.0
高知	89.4
福岡	96.4
佐賀	89.5
長崎	87.3
熊本	89.9
大分	90.9
宮崎	86.8
鹿児島	89.5
沖縄	89.5

【別表3】対象従業員の賞与相当額を含む基本給(退職金相当額を含まない)

電気工事技術者

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労働者の 能力・ 経験
1 級	・ 現場代理人レベルかつ 1 級施工管理技士保有	1,780	≧	1,780	3 年
2 級	・ 施工管理（与えられた業務を一人で完結できるレベル）	1,623	≧	1,623	1 年
3 級	・ 施工管理補佐レベル	1,426	≧	1,426	0 年

機械製造技術者

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労働者の 能力・ 経験
1 級	・ 製造管理（自ら計画を立て工程・品質管理業務を一人で完結できるレベル）	1,596	≧	1,596	3 年
2 級	・ 製造管理（与えられた業務を一人で完結できるレベル）	1,456	≧	1,456	1 年
3 級	・ 製造管理補佐レベル	1,279	≧	1,279	0 年

金属製錬・材料製造技術者

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労働者の 能力・ 経験
1 級	・ 生産管理（自ら計画を立て管理業務を一人で完結できるレベル）	1,545	≧	1,545	3 年
2 級	・ 生産管理（与えられた業務を一人で完結できるレベル）	1,409	≧	1,409	1 年
3 級	・ 生産管理補佐レベル	1,238	≧	1,238	0 年

建築設計技術者

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	設計積算（与えられた業務を一人で完結できるレベルかつ建築コスト管理士取得レベル）	1,837	≧	1,837	3 年
2 級	設計積算（与えられた業務を一人で完結できるレベルかつ建築積算士取得レベル）	1,675	≧	1,675	1 年
3 級	設計積算補助業務	1,472	≧	1,472	0 年

建築施工管理技術者

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	・ 現場代理人レベルかつ 1 級施工管理技士保有	1,876	≧	1,876	3 年
2 級	・ 施工管理（与えられた業務を一人で完結できるレベル）	1,710	≧	1,710	1 年
3 級	・ 施工管理補佐レベル	1,503	≧	1,503	0 年

製図工（建物・土木施設）

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	・ 上級者（業務を一人で完結できるレベル）	1,619	≧	1,619	3 年
2 級	・ 中級者（指示された業務ができるレベル）	1,476	≧	1,476	1 年
3 級	・ 初級者（CAD 操作のみできるレベル）	1,297	≧	1,297	0 年

土木施工管理技術者

等級	職務内容	賞与相当額を 含む基本給 (退職金相当 額を含まな い)		対応する 一般の労 働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労 働者 の能力・ 経験
1 級	・ 現場代理人レベルかつ 1 級施工管理技士保有	2,023	≧	2,023	3 年
2 級	・ 施工管理（与えられた業務を一人で完結できるレベル）	1,845	≧	1,845	1 年
3 級	・ 施工管理補佐レベル	1,621	≧	1,621	0 年

パーソナルコンピュータ操作員、ホームページ関連事務員

等級	職務内容	賞与相当額を 含む基本給 (退職金相当 額を含まな い)		対応する 一般の労 働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労 働者 の能力・ 経験
1 級	・ 上級者（業務を一人で完結できるレベル）	1,505	≧	1,505	3 年
2 級	・ 中級者（指示された業務ができるレベル）	1,372	≧	1,372	1 年
3 級	・ 初級者（作業補助のみできるレベル）	1,206	≧	1,206	0 年

建設工事営業員

等級	職務内容	賞与相当額を 含む基本給 (退職金相当 額を含まな い)		対応する 一般の労 働者の 平均的な 賃金の額	対応する 一般の労 働者 の能力・ 経験
1 級	・ 各 1 級施工管理技士取得レベルの知識を有するレベル	1,728	≧	1,728	3 年
2 級	・ 各 2 級施工管理技士取得レベルの知識を有するレベル	1,576	≧	1,576	1 年
3 級	・ 営業補佐レベル	1,385	≧	1,385	0 年

その他の貨物自動車運転の職業

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	・ 上級者（業務を一人で完結できるレベル）	1,650	≧	1,650	3 年
2 級	・ 中級者（指示された業務ができるレベル）	1,504	≧	1,504	1 年
3 級	・ 初級者（基本的な運転のみできるレベル）	1,322	≧	1,322	0 年

ビル設備管理員

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	・ 上級者（業務を一人で完結できるレベル）	1,609	≧	1,609	3 年
2 級	・ 中級者（指示された業務ができるレベル）	1,467	≧	1,467	1 年
3 級	・ 初級者（基本作業のみできるレベル）	1,289	≧	1,289	0 年

他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業

等級	職務内容	賞与相当額を含む基本給 (退職金相当額を含まない)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1 級	・ 上級者（業務を一人で完結できるレベル）	1,515	≧	1,515	3 年
2 級	・ 中級者（指示された業務ができるレベル）	1,382	≧	1,382	1 年
3 級	・ 初級者（作業補助のみできるレベル）	1,214	≧	1,214	0 年